**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
長崎県佐世保市光月町八番二〇号
財団法人長崎県駐留軍離職者福祉センター
清算人　藤澤　恒昌

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年二月二十四日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
大分市府内町三丁目五番七号
社団法人大分県漁業海洋文化振興協会
代表清算人　山本　勇

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
仙台市青葉区片平二丁目一番一号
財団法人科学計測振興会
代表清算人　服部　武志

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
山形県鶴岡市藤沢甲二七四番地
財団法人藤沢共栄会
代表清算人　五十嵐吉右ェ門

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
山形県東村山郡山辺町大字大蕨三一九七番地一九
社団法人山辺町西部湖畔自然休養村管理公社
代表清算人　多田源四郎

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十四年三月二十三日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
千葉県佐倉市六崎八六四番地
佐倉市貴舟台土地区画整理組合
清算人代表　櫻井　英一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
東京都大田区羽田一丁目一番三号
特定非営利活動法人スクール・エイド・ジャパン
清算人　住田　平吉

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年二月十四日開催の臨時理事会・評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
東京都中央区新川一丁目二六番一九号
財団法人中小企業情報化促進協会
代表清算人　鶴田　欣也

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
神奈川県相模原市緑区名倉二八〇〇番地八
特定非営利活動法人藤野シュタイナー高等学園
清算人　青山　英徳

**解散公告（第三回）**

当法人は平成二十四年三月三十一日をもって定款に定める存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
神奈川県綾瀬市早川五五〇番地
財団法人綾瀬市教育施設整備公社
代表清算人　見上　久

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十四年三月四日開催の総会の決議及び岐阜県知事の認可により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東六〇七一番地
加茂養鯉漁業協同組合
代表清算人　杉山　昌数

**解散公告（第三回）**

当法人は平成二十三年六月三十日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
愛知県蒲郡市港町一八番二三号
社団法人蒲郡染織意匠保護協会
代表清算人　水藤　晴義

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
三重県尾鷲市賀田町五二六番地一
財団法人賀田山林協会
代表清算人　榎本登志彦

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
京都市上京区烏丸通上立売通下ル御所八幡町一一〇番地
財団法人京都市交通事業振興公社
代表清算人　出口　博一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の定めの満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
京都市伏見区深草籔之内町伏見稲荷大社内
財団法人伏見稲荷大社講務本庁
代表清算人　中村　陽

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年一月二十七日開催の理事会の決議により平成二十四年三月十六日文部科学省の許可を受け、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日
大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
財団法人大阪市立大学振興会
代表清算人　竹山　健二